

日本労働組合同議規約改正案

第十八條の次に新に左記條項を設く

第十九條 若干数以上の本会議加盟団体所属組合同又は事務所所在地に

て 第三條記載の本会議目的を貫徹する爲め 其地方の歴史

的乃至特殊的事情よりこれを必要と認むるときは 日本労働

組合同議決議機関の承認を経て 日本労働組合同議地方協議会

を設くる事を得

第二十條 地方協議会の目的 機能 構成及中央機関との牽制關係等に

ついては別に定める日本労働組合同議地方協議会準則に従ふ

現行規約十九條は新に第二十一條となり以下順次にくり下ぐ

現行第十九條規定の本会議加盟費を左の如くに改正す

一 会費納入者数一千名迄月額金五圓

二 一千名以上は百名を加へる毎に月額金三錢を増加す

三 及四は現行通り

日本労働組合同議規約改正案